内 共 第 3 号

第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

大野川漁業協同組合

大野川漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は大野川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に『漁場』という。)のうち大野川においては大分市大字鶴崎字竹藤住友化学大分工場高田(堂園)揚水場上流の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物〔あゆ、こい、うなぎ、ふな、はえ(おいかわ)、えのは(あまご)、わかさぎ、すっぽん、もくずがに(つがに)をいう。〕の採捕(以下『遊漁』という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め口頭により組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は第1項の規定による申請があったときは、水産動植物の保護培養若しくは組合員、若しくは他の遊漁者(第1項の申請があった者をいう。以下同じ。)の行なう水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を同条第1項の方法により組合 に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄 の規模の範囲において、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

| ア漁業の種類 | イ 漁業の方法 | ウ規 模 | 工 期 間 |
|----------|-----------------------------------|---------------------|--------------------|
| あぬ漁業 | 手釣り、竿釣り | | 6月1日より |
| め、伊信兼 | 友がけ | | 10月31日まで |
| こい漁業 | | | |
| ふ な 漁業 | | | 1月1日より |
| は え 漁 業 | 手釣り、竿釣り | 1 統は 5 本まで とする | 12月31日まで |
| わかさぎ 漁 業 | | | |
| すっぽん 漁 業 | | | |
| うなぎ漁業 | 手釣り、竿釣り、 しばづけ、のべなわ つけばり、穴さし | 竿釣りの1統は5 本までとする。 | 3月1日より 10月20日まで |
| えのは漁業 | 手釣り、竿釣り | | 3月1日より 9月30日まで |

- 2 ばくだん釣りの1ヶ所の投入は5本までとし、漁労中は竿のそばを離れない。
- 3 あゆ漁業のころがしは竹中水管橋より下流以外で行ってはならない。

(遊漁の期間の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間中でなければならない。

| 魚 種 | 期 | 間 |
|-------|----------------|-----------------|
| あゅ | 6月1日から10月31日まで | での期間で組合が公表する期間内 |
| えのは | 3月1日から9月30日まで | |
| う な ぎ | 3月1日から10月20日まで | ₹. |

(体長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動植物で、それぞれ右欄に掲げる体長のものはこれ を採捕してはならない。

| 名 称 | 体 | 長 |
|-------|-----------------|---|
| う な ぎ | 20センチメートル以下(全長) | |

(禁止区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁してはならない。

| | 区 域 | 期間 |
|-----|--|----------|
| 大野川 | 大分市大字上戸次兎島頂上から上流200メート | 1月1日から |
| | 下流200メートルの間の区域 | 12月31日まで |
| 大野川 | 豊後大野市三重町川辺昭和井路取水口堰堤上端かり 下流100メートルの間の区域 | 同 上 |
| 緒方川 | 豊後大野市緒方町原尻 原尻の滝から下流250 ートルの間の区域 | 同 上 |
| 濁淵川 | 竹田市大字植木字火振妙見の森の標木より93度の 線から下流550メートルの間の区域 | 同 上 |
| 神原川 | 竹田市大字神原字吐合白水橋から上流の区域 | 同 上 |
| 神原川 | 竹田市大字神原字祖母山一合目滝から上流の区域 | 同 上 |
| 柴北川 | 豊後大野市犬飼町柴北名本橋から上流両村橋まで 間の区域 | 同 上 |
| 三重川 | 豊後大野市三重町内田扇田橋から上流平吹橋まで 間の区域 | 同 上 |
| 九折川 | 豊後大野市緒方町上畑豊栄鉱山鉱害防止協会現場 業所より上流500メートルの間の区域 | 同 上 |
| 大野川 | 大分市大字下戸次字深迫大内川と大野川の合流点だ | 9月1日から |
| | ら150メートル下流より1150メートルの間の 区域 | 10月31日まで |
| 大野川 | 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から1 | 10月10日から |
| | メートル上流の地点から下流150メートルの間の 区域 | 12月31日まで |
| 大野川 | 大分市松岡舟本大橋下流端から下流150メートルと | 1月1日より |
| | 同橋下流端から下流270メートルの間の区域 | 12月31日まで |

2 次の表に掲げる区域においては、水産動植物を放流してはならない。

| | X | | |
|-----|------------|--------------|--|
| 神原川 | 竹田市大字神原字吐合 | ** | |
| 神原川 | 竹田市大字神原字祖母 | 山一合目滝から上流の区域 | |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で大野川漁業協同組合事務所 及び別に定める遊漁券販売所において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁す る場所において納付するときは次の表の額に100円を付加して得た額とする。

| 魚 種 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|----------------------|--------------------------------|-----|---------|
| うなぎを除く全漁 | 手釣り、竿釣り | 1 目 | 2,200円 |
| 種 | 友がけ (あゆ) | 1 年 | 5,500円 |
| うなぎ | 手釣り、竿釣り、しばづけ、のべなわ、つけばり、 穴さし | 1 年 | 5,500円 |
| あゆ、うなぎ、え のはを除く全漁種 | 手釣り、竿釣り | 1 日 | 5 5 0 円 |
| | 重 | 1 年 | 3,300円 |

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

| 未就学の幼児及び小中学生 | Aur. | 101 |
|--------------|------|-----|
| 並びに身体障害者 | 無 | 料 |

(漁具、漁法の制限、禁止)

第8条 次の表のア欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具、漁法 によってこれを採捕してはならない。

| ア 漁業の名称 | イ漁 | 法 |
|---------|---|---------------------------|
| 全 魚 種 | *潜水具 *チョンかけ *袋網 *水中に毒物を流して捕獲す *不うち、げんのううち漁法 *水中に電流を通じてする漁 *瀬干し漁法(川干し漁法) *火光を利用してする漁法 *放光を利用してする漁法 *かんづけ、箱づけ、びんづおけづけ漁法 *発射装置を有するもり又は *投網、投刺網(まくり)、 | は法 がけ(プラスチック製も同じ) べやす |

| | *かにかご *うけ *やな *フーリー |
|----|------------------------------|
| あゆ | *リールを使用した、から針 |

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下『遊漁承認証』という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は遊漁する場合は遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったとき は、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章(帽子)をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じまたはその以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

- 附 則1 この規則は認可の日から施行する。 (平成16年1月1日認可)
- 附 則2 (1) この規則は平成20年4月1日から施行する。
 - (2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。 (平成19年8月27日認可)
- 附 則3 この規則は認可の日から施行する。 (平成20年7月23日認可)
- 附 則 4 (1) この規則は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。 (2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
 - (平成21年8月19日認可)
- 附 則5 (1) この規則は平成26年1月1日から施行する。
 - (2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。

(平成26年1月1日認可)

- 附 則6 (1) この規則は平成27年3月20日から施行する。
 - (2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。 (平成27年3月20日認可)
- 附 則7 この規則は認可の日から施行する。 (平成28年7月29日認可)
- 附 則8 この規則は認可の日から施行する。 (平成29年7月11日認可)
- 附 則9 この規則は平成31年2月1日から施行する。 (平成30年8月6日認可)
- 附 則10 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の表 のうなぎを除く全魚種の項及びうなぎの項の遊漁料の改正は、同年3月1日 から施行する。

(令和元年8月13日認可)